〇戸籍届書の記載事項証明書(届書の写し)とは

戸籍届書は、秘密性の高い情報が記載されているため、その性質上原則として非公開とされていますが、一定の「利害関係人」のかたは、「特別の事由」がある場合に限って、その書類に記載した事項について証明書(戸籍届書の記載事項証明書)を請求することができます。 (戸籍法第48条第2項)

特別な事由とは、記載事項証明書を取得しなければ、利害関係人として意図する権利行使ができない場合です。

Til	BB BB	・届出事件の本人	
利関 係 害人		・届出人本人	
		・届出事件本人の親族(遺族年金や死亡保険金の請求者等)	など
特別な事由(例)	死 亡 届	・国民年金、厚生年金、共済年金の遺族年金の受給者本人からの請求 ・簡易生命保険の死亡保険金受取人本人である親族からの請求 (※郵政民営化前の契約で、保険金額が100万円を超えるものに限る)	など
	死 亡 届出	・婚姻、離婚等の無効の裁判の申し立てをする場合 ・外国籍のかたが日本で行った身分行為を、自分の国の大使館等へ報告する場合	など

- ・川口市が本籍地の届書(届出により新本籍が川口の場合も含む)は、届出月の翌月末頃に管轄法務局に送付されます。なお、届書移管の時期は 目安です。移管後については法務局にお問い合わせしていただき、証明書の請求をしてください。
- ・川口市が本籍地ではない届書(届出により新本籍が川口の場合は除く)の保存期間は1年です。
- ・「管轄法務局へ移管後」又は「保存期間経過後」は請求に応じることができません。
- ・戸籍の記載がされない外国人のみを当事者とする届書(外国人の出生届、外国人同士の婚姻届など)については、川口市で永年保存しています。